

財務省令第三十七号

アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令（平成十四年政令第二百十二号）第二条において準用する関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第五十条第一項の規定に基づき、アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令第一条第一項に規定する原産地の意義に関する省令を次のように定める。

平成十四年六月十七日

財務大臣 塩川 正十郎

アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令第一条第一項に規定する原産地の意義に関する省令
(完全に生産された物品の指定)

第一条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号。以下「規則」という。）第八条の規定は、アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令（以下「令」という。）第二条において準用する関税暫定措置法施行令第五十条第一項第一号に規定する財務省令で定める物品について準用する。
(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)

第二条 規則第九条の規定は、令第二条において準用する関税暫定措置法施行令第五十条第一項第二号に規定する財務省令で定める加工又は製造について準用する。この場合において、規則第九条中「製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）」とあるのは、「製造」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、平成十四年六月十八日から施行する。